

平成 29 年 4 月 14 日

中小企業庁財務課

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案について

1. 改正の目的

不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。以下「不動産登記規則」という。）
の一部改正に伴い、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則
（平成 21 年経済産業省令第 22 号。以下「省令」という。）の一部改正を行う。

2. 改正の概要

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）
第 2 章に定める遺留分に関する民法の特例に係る確認、及び第 3 章に定める支援措
置に係る認定等を受けるために必要な申請手続き等や添付書類等については、省令
に規定を置いている。

省令上、これらの措置の適用を受けるために戸籍謄本等の提出を求めているところ、
戸籍謄本等の範囲に、改正後の不動産登記規則第 247 条に規定する法定相続
情報一覧図を加えることとし、申請者の手続き負担の軽減を図るもの。

また、その他所要の技術的修正を行う。

3. 施行期日

不動産登記規則の一部を改正する省令の施行日（予定）